

大阪府アドプト・プログラムのあり方懇話会運営要綱（案）

（趣 旨）

第1条 この要綱は、大阪府アドプト・プログラムのあり方懇話会（以下「懇話会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（招集の通知）

第2条 事務局は、会議の日の前日までに会議の招集及び会議に付議すべき事項を委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（議 事）

第3条 本会議の議事は、委員の互選により、議長を選出し、進行する。

- 2 議長は、委員3名の同意により、決定される。
- 3 議長は、会議を開閉し、議事を主宰し、及び議場の秩序を保持する。
- 4 議長は、必要と認めるときに、議事に関係のある委員以外の者を選出し、会議に出席させて、意見を聴くことができる。

（議事要旨）

第4条 事務局は、会議について次に掲げる事項を記載した議事要旨を作成しなければならない。

- 一 審議会の会議の日時及び場所
- 二 出席した委員の氏名
- 三 会議の内容

（その他）

第5条 その他、必要とされる事項の取り扱いについては、議長が決定することとする。

附 則

この要綱は、平成28年3月3日から施行する。